

【 資 料 】

I 公文書開示審査会答申の概要

- ・ 答申第160号 (H22.4.23 答申)
- ・ 答申第161号 (H22.4.23 答申)

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、高知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載しています。

(アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/>)

※ このアドレスは、文書情報課ホームページのトップページのアドレスです。
また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁1階 県民室（高知市丸ノ内1-2-20）で閲覧及び複写ができます。

答 申 第 1 6 0 号 の 概 要

1 件 名

平成 17 年 11 月 28 日から平成 18 年 1 月 26 日に実施した捜査費聞き取り調査結果

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 20 年 1 2 月 2 日

4 原決定年月日 平成 20 年 1 2 月 1 2 日

5 決定の内容 非開示決定

6 非開示決定の理由

警察本部の特別監査において極めて重要となった捜査員等への聞き取り調査は、個人が特定されるような報告書にはしない、県警にも聞き取りした内容は一切明かさないことを捜査員等に確約したうえで実施したものである。

捜査員等への聞き取り結果を取りまとめた文書を開示するとなると、調査に協力した捜査員等との信頼関係を裏切ることになるばかりでなく、真実を語った捜査員等に対して著しい不利益が生ずるおそれがある。

また、今後の定期監査等における捜査費の監査について、捜査員等の協力が得られなくなることはもとより、類似事案の監査の実施にも重大な支障が生じる恐れがある。

捜査費に関しては、今後においても、引き続き監査を実施していく必要があり、特別監査において約束したことを反故にしたとするならば、捜査員等の協力が得られなくなり、結果として監査委員の責務を果たせなくなることは明らかであるため。

7 異議申立て年月日 平成 21 年 2 月 4 日

8 異議申立ての趣旨

本件非開示決定を取り消し、非開示とした聞き取り調査の内容の開示を求める。

9 諮問年月日 平成 21 年 2 月 6 日

10 答申年月日 平成 22 年 4 月 23 日

11 審査会の結論

監査委員が「平成 17 年 11 月 28 日から平成 18 年 1 月 26 日に実施した捜査費聞き取り調査結果」を非開示とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

本件の実施機関は、地方自治法第 98 条第 2 項及び第 199 条第 6 項に基づく県議会の請求及び県知事の請求を受けて、平成 12 年度から平成 16 年度までの警察本部及び高知署で執行された 13,789 件の捜査費について、特別監査を実施した。

本件公文書は、本件特別監査の実施に際して監査委員が捜査員 302 人、会計職員 9 人、管理職員 51 人に対して行った聞き取り調査を記録した文書である。

本件公文書に記録されている情報は、その内容及び性質からみて、①捜査費の執行状況を記録したもの（以下「捜査費執行情報」という。）、②聞き取り調査の内容を記録したもの（以下「聞き取り情報」という。）、③監査委員等の心証又は判定結果を記録したもの（以下「心証・判定情報」という。）の 3 つに分類することが可能である。

捜査費執行情報は、県警から提供された情報をもとに捜査費の執行状況を取りまとめたものであり、当然県警も同じ情報を保有しているため、支払日時、支払金額、勤務状況等のどれをとっても

聞き取り調査の対象となった捜査員個人が特定される可能性が極めて高いといえる。

また、聞き取り情報は、捜査員等から聞き取った内容を聞き取り調査の対象者又は捜査費ごとにそのまま記録したものである。

実施機関によれば、本件特別監査における捜査員等への聞き取り調査は、個人を特定するような報告書にしない、聞き取り内容は一切明かさないと確約したうえで、警察本部の職員の立会を認めず、捜査員等と監査委員側の一対一の面談により実施されたとのことである。

地方自治法は、監査委員の職務権限として、「監査委員は、監査に必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め」ることができるものと定めているが（第 199 条第 8 項）、関係人がこれに応じない場合においてこれを強制することはできないとされている。また、地方自治法は、監査委員に対し監査結果に関する報告の関係機関への提出及び公表を義務づける一方で（第 199 条第 9 項）、職務上知り得た秘密について監査委員の守秘義務を定めている（第 198 条の 3 第 2 項）。それゆえ、本件特別監査におけるように、監査委員が監査事務の遂行に当たって、聞き取り調査の対象となった捜査員等の個人及び聞き取り内容をそのまま公表しないことを前提に、捜査員等に聞き取り調査への協力を依頼することも、監査委員の裁量として当然予定されているというべきである。

そして、本件公文書中の捜査費執行情報及び聞き取り情報が開示されることになれば、監査委員が調査対象者個人及び聞き取り内容をそのまま公表しないとした趣旨に抵触し、調査対象者との信頼関係が著しく損なわれ、今後の監査事務において調査対象者から協力が得られなくなることは十分予測される。

心証・判定情報は、捜査員等から聞き取り調査を行った際の監査委員等の心証を記録したものと及び聞き取り調査後に監査委員が捜査費ごとに判定を行った結果を記録したものである。

地方自治法は、監査委員に対し監査結果に関する報告の関係機関への提出及び公表を義務づけるほか、監査委員は、監査結果に関する報告に添えて意見を提出することができる」と規定したうえで（第 199 条第 10 項）、監査結果に関する報告の決定又は意見の決定は「監査委員の合議によるものとする。」と定めている（第 199 条第 11 項）。この「合議」は、全監査委員が協議し、最終的に意見が一致することを意味するとされており、それゆえ、監査事務の遂行に当たっては、合議における監査委員の自由かつ適正な意見交換の保障が当然必要となる。

そして、本件公文書中の心証・判定情報が開示されることになれば、監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、監査委員の自由かつ適正な意見交換が妨げられ、将来の監査事務の実施に著しい支障をもたらすことは明らかである。

したがって、本件公文書中の捜査費執行情報及び聞き取り情報は、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号。）第 6 条第 1 項第 6 号アに該当すると認められ、非開示とした実施機関の判断は妥当である。また、本件公文書中の心証・判定情報は、本号アに該当すると認められ、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

答 申 第 1 6 1 号 の 概 要

1 件 名

上海列車事故時の県が窓口となっていた組織（対話会議）における中国と岡村勲弁護士との間の和解書及び合意書

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成21年4月17日

4 原決定年月日 平成21年4月22日

5 決定の内容 不存在決定

6 不存在決定の理由

県が当時設置した「高知学芸高校列車事故補償等対策会議（以下「対策会議」という。）」の趣旨は、当該事故が国情、補償制度の異なる海外での修学旅行中の事故であることから、学校、遺族、負傷者だけで対応することは困難であるとの認識のもと、関係機関との連絡調整や補償問題等の検討、その他の事後処理に関し、県と学校、遺族会、負傷者保護者会が連絡を密にしている確かな措置を講ずるためである。県は中国との補償交渉等において、外務省及び当時の文部省との橋渡しの役目をしてきたに過ぎず、よって当事者でない県は和解書及び合意書を取得する立場ではなかった。また、念のため、現存する高知学芸高校列車事故にかかる4冊の綴りを確認してみたが、本件公文書は含まれておらず存在しないため、不存在とした。

7 異議申立て年月日 平成21年4月24日

8 異議申立ての趣旨

本件不存在決定の取り消しを求める。

9 諮問年月日 平成21年4月30日

10 答申年月日 平成22年4月23日

11 審査会の結論

知事が「上海列車事故時の県が窓口となっていた組織（対策会議）における中国と岡村勲弁護士との間の和解書及び合意書」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関は、対策会議が補償交渉等において、外務省及び当時の文部省との橋渡しの役目をしてきたに過ぎず、よって当事者でないと主張する。

一方、異議申立人は、県は総務部長を会長とする対策会議を立ち上げ、また、事務局を当時の文書学事課に設置しており、補償交渉における事務局として当事者であり、単なる第三者ではないと主張している。

県が対策会議を設置して庶務を当時の文書学事課におき、補償交渉においてオブザーバーとして出席するとともに、補償交渉が円滑に進行するよう側面支援を行い、合意書の調印式に知事が立ち会う等、諸般の対応を行っていたことが認められる。しかしながら、合意書の調印は顧問団団長と中国側の賠償談判代表団団長が行ったものであり、対策会議は関係機関との連絡調整や補償問題等の検討、その他の事後処理に関して支援するに過ぎなかったことが認められることから、本件公文書を取得する立場になかったとの実施機関の説明は一定整合性があるとして認めざるを得ない。また、実施機関が、現存する高知学芸高校列車事故にかかる綴りを精査して、その公文書を確認した結果、不存在決定としていることから、本件公文書が存在しないとの判断も認

めざるを得ない。

また、異議申立人は『心の補償』において、「遺族が県庁で保管している書類の中にある合意書を閲覧した」と記されていることを挙げ、県が本件公文書を保有しているはずであると主張している。

これに対し県は、本件公文書を保有していないと主張している。

当審査会は、『心の補償』の中に、遺族が県庁で保管してある書類を閲覧したが、合意書だけで和解書はなかったとの趣旨の記述が存在することを確認した。そこで、一時的にであれ県が預かっていたことも考えられるため、当審査会は、条例第 16 条第 11 項に基づき、岡村勲弁護士に対して、本件公文書作成に関する事実確認並びにその書面の写しの県への提出の有無や、これに代わる合意書調印による補償交渉妥結に関する県への報告等の有無について回答を求めた。しかし、回答が得られず、県が本件公文書を保有していることについて確証が得られなかった。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定は妥当なものであると判断する。